

三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度 事務処理要領

1 趣旨

この要領は、三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度要綱(以下「要綱」)第13条に基づき、当該認証制度に係る申請、審査等について必要な事項を定める。

2 審査(登録の審査)

応募のあった企業{企業とは、県内に本社又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人をいう(国及び地方公共団体を除く)。}について、別に定める調査票において、県の定める点数以上であることとし、必要と認められるときは内容について聴取調査を実施し審査を行う。

3 審査における留意事項

- (1) 応募のあった取組内容を評価の中心とするが、それ以外の内容について聴取調査等が必要となりその調査で得られた結果などを総合的に勘案して行う場合もある。
- (2) 国および地方公共団体の出資法人に関しては、公共が関与する法人であるという特性を考慮して、女性の管理職登用など、具体的かつ積極的な取組内容が認められる場合に限るものとする。

4 認証の対象外企業

- (1) 働く場における男女共同参画の推進を阻害すると認められる制度を有している企業
- (2) その他、認証の対象にするのにふさわしくない行為のあった企業

5 認証の取消し

要綱第11条に掲げる認証企業として適当でなくなつたと認めるときの例として、次の状況が確認された場合は、認証企業に通知を行い認証の取消しを行うものとする。

- (1) 働く場における男女共同参画の推進を阻害すると認められる制度を有すると認められた場合
- (2) 不正行為等により行政措置を受けた場合など、認証企業とするのにふさわしくない行為が有った場合
- (3) 認証企業の経営実態が確認できない場合

- (4) 認証企業の経営実態は確認できるが、従業員の勤務実態が確認できない場合
- (5) 三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度要綱第8条に定める取組状況報告を行わない場合、また報告により認証企業として認証基準を満たしていないと確認された場合

6 再認証

前項に揚げる理由により認証を取り消した認証企業について、取消理由が解消されていると確認できる場合は再度認証申請できるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成24年1月20日から実施する。